

第3号議案

役員補欠選任の件

特定非営利法人大阪府高齢者大学校定款第13条、第15条及び第16条により次のとおり役員を選任したい。

定款第13条（選任等）理事及び監事は、総会において選任する。

定款第15条2（任期等）補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

定款第16条（欠員補充）理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

1.役員補欠

理事会推薦

監事	佐藤宏一	吹田市	新任
----	------	-----	----

2 役員退任

理事	佐藤宏一	吹田市	退任
監事	西川龍夫	高槻市	退任

退任月日 平成30年5月20日